

平成 19 年 11 月 29 日

大阪府会事務局

大阪府会情報公開条例に基づく異議申立てに係る意見具申について

大阪府会情報公開審査委員会（会長 榎得幸雄 まきえゆきお）は、大阪府会情報公開条例に基づき、意見照会のあった、平成 18 年度政務調査費収支報告書等の情報公開請求に対する、不存在による非公開決定及び部分公開決定に対する異議申立てについて、平成 19 年 11 月 29 日（木）、大阪府会事務局において、実施機関である大阪府会議長あて意見具申第 2 号及び第 3 号を提出しました。

意見具申第 2 号は、実施機関の原決定は妥当であり、意見具申第 3 号は、実施機関が非公開とした部分のうち一部を公開すべきであるとの結論を意見具申しています。

各意見具申の概要は、下記の意見具申の骨子、資料 1 及び 2 のとおりです。詳しい内容については、資料 3 及び 4 の意見具申全文をご覧ください。また、資料 5 及び 6 に関係資料を添付します。

※ なお、これらの意見具申は、11 月 29 日以降に異議申立人に発送いたします。

記

(1) 意見具申の骨子

(2) 資料

資料 1 意見具申（第 2 号）の概要

資料 2 意見具申（第 3 号）の概要

資料 3 意見具申（第 2 号）

資料 4 意見具申（第 3 号）

資料 5 大阪府会情報公開条例

資料 6 大阪府会情報公開審査委員会委員名簿

(1) 意見具申の骨子

①帳簿コピー等の不存決定に対する異議申立て

【不存決定が妥当】

※帳簿コピー等：出納簿、政務調査活動記録簿、職員雇用台帳、事務所台帳等の写し

②領収書等の部分公開決定に対する異議申立て

【非公開→公開】

- 1 人件費①、事務所費②の領収書の、宛名である議員名
- 2 事務所費③・事業請負費④の領収書のうち、発行人の形態が個人である場合、その個人が **事業を営む個人**又は**不動産登記簿記載者等**である場合の発行人情報（住所、氏名、電話番号、印影）
- 3 その他の非公開決定は妥当

(参考)

①人件費（発行人が個人の場合の、宛名である議員名）

原 紙	領 収 書
	平成○年○月○日
	○○○○○議員団 ○○ ○○議員 様
	<u>¥88,000円</u>
	但 ○月分給与として 上記正に領収しました。
内訳 _____	
消費税等（ %） _____	大阪市北区中之島1-3-20
_____	大 阪 花 子 ⑩

現在の公開状況	領 収 書
	平成○年○月○日
	○○○○○議員団 ○○ ○○議員 様
	<u>¥88,000円</u>
	但 ○月分給与として 上記正に領収しました。
内訳 _____	
消費税等（ %） _____	大阪市北区中之島1-3-20
_____	大 阪 花 子 ⑩

意見具申による公開	領 収 書
	平成○年○月○日
	○○○○○議員団 ○○ ○○議員 様
	<u>¥88,000円</u>
	但 ○月分給与として 上記正に領収しました。
内訳 _____	
消費税等（ %） _____	大阪市北区中之島1-3-20
_____	大 阪 花 子 ⑩

② 事務所費（発行人が個人の場合の、宛名である議員名）

原 紙	領 収 書
	平成○年○月○日
	○○○○○議員団 ○○ ○○議員 様
	<u>¥88,000円</u>
	但 ○月分事務所賃借料として 上記正に領収しました。
内訳 _____	
消費税等（ %） _____	大阪市北区中之島1-3-20
_____	大 阪 花 子 ⑩

現在の公開状況	領 収 書
	平成○年○月○日
	○○○○○議員団 ○○ ○○議員 様
	<u>¥88,000円</u>
	但 ○月分事務所賃借料として 上記正に領収しました。
内訳 _____	
消費税等（ %） _____	大阪市北区中之島1-3-20
_____	大 阪 花 子 ⑩

意見具申による公開	領 収 書
	平成○年○月○日
	○○○○○議員団 ○○ ○○議員 様
	<u>¥88,000円</u>
	但 ○月分事務所賃借料として 上記正に領収しました。
内訳 _____	
消費税等（ %） _____	大阪市北区中之島1-3-20
_____	大 阪 花 子 ⑩

③ 事務所費

(発行人の形態が個人であるが、事業を営む個人または不動産登記簿登載者の場合)

原 紙	領 収 書
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇〇議員団 〇〇 〇〇議員 様	<u>¥ 88, 000 円</u>
	但 〇月分事務所賃借料として 上記正に領収しました。
内訳 _____ 消費税等 (%) _____	大阪市北区中之島 1-3-20 大 阪 花 子 印

現在の公開状況	領 収 書
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇〇議員団 〇〇 〇〇議員 様	<u>¥ 88, 000 円</u>
	但 〇月分事務所賃借料として 上記正に領収しました。
内訳 _____ 消費税等 (%) _____	大阪市 北区中之島 1-3-20 大 阪 花 子 印

意見具申による公開	領 収 書
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇〇議員団 〇〇 〇〇議員 様	<u>¥ 88, 000 円</u>
	但 〇月分事務所賃借料として 上記正に領収しました。
内訳 _____ 消費税等 (%) _____	大阪市北区中之島 1-3-20 大 阪 花 子 印

④ 事業請負費等

(発行人の形態が個人であるが、事業を営む個人の場合)

原 紙	領 収 書
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇〇議員団 〇〇 〇〇議員 様	<u>¥ 88, 000 円</u>
	但 ホームページ作成料として 上記正に領収しました。
内訳 _____ 消費税等 (%) _____ _____	大阪市北区中之島 1-3-20 大 阪 花 子 印

現在の公開状況	領 収 書
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇〇議員団 〇〇 〇〇議員 様	<u>¥ 88, 000 円</u>
	但 ホームページ作成料として 上記正に領収しました。
内訳 _____ 消費税等 (%) _____ _____	大阪市北区中之島 1-3-20 大 阪 花 子 印

意見具申による公開	領 収 書
	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇〇議員団 〇〇 〇〇議員 様	<u>¥ 88, 000 円</u>
	但 ホームページ作成料として 上記正に領収しました。
内訳 _____ 消費税等 (%) _____ _____	大阪市北区中之島 1-3-20 大 阪 花 子 印

意見具申第 2 号の概要
1 公開請求の内容
<p>「平成 18 年度大阪市議または会派あてに交付された政務調査費の収支報告書（帳簿コピー、領収書等）添付資料一切」との公開請求が、平成 19 年 5 月 1 日付けでありました。</p>
2 実施機関（＝大阪市会議長）の決定
<p>公開請求内容のうち「平成 18 年度大阪市議または会派あてに交付された政務調査費の帳簿コピー」に該当する文書（以下「本件文書」という。）について、「当該文書は、大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱第 2 条第 2 項第 4 号に規定のとおり、会派及び所属議員において整理し、保存されるものであり、公文書として取得していないため」として不存在による非公開決定を、平成 19 年 5 月 31 日付けで行いました。</p>
3 異議申立ての内容
<p>「帳簿コピーを不存在とする実施機関の判断は公文書の解釈をはじめ、条例・規則の援用等において誤りであり、単に公開できない事情を厳守するために強引・違法な処分決定を行ったものである。」として、平成 19 年 6 月 29 日付けで異議申立てがありました。</p>
4 意見具申の結論
<p>「実施機関が行った不存在による非公開決定は、妥当である。」</p>
5 意見具申第 2 号のポイント
<p>異議申立人は、公開請求内容を実施機関が変更し決定したこと及び、本件文書は、条例・規則において市会議長に提出することが義務付けられていると解釈され公文書として存在するとの主張をしていましたが、審査委員会は、以下の理由により、本件文書について、不存在を理由に非公開とした本件決定は妥当であったと述べています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公開請求内容を実施機関が変更したとの事実関係について、決定通知書の記載は、公開請求書に記載された請求内容のとおり記載する事務処理とされていること、及び実施機関は、出納簿、政務調査活動記録簿等の具体的な記載はしていないが、これら含めて異議申立人が請求している「帳簿コピー」である旨を認識し、公開請求時において異議申立人に対しその旨の説明を行っているとのことであり、請求内容を変更した事実は認められない。 ● 本件文書については、政務調査費条例第 7 条第 1 項において、政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員が収支報告書を議長

に提出するにあたり、「1件につき50,000円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し」のみを添付することを義務付けており、本件文書の提出を義務付けていない。

- 政務調査費規則第6条は、「政務調査費の支出の内容を示す書類は、会派及び交付対象議員において適正に整理し、保存するものとする。」と定めている。
- 政務調査費取扱要綱第6条は、議長が提出された収支報告書及び領収書等の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者等に対し、収支報告書の記載について説明を求めることができるとされており、その場合においても、会派、議員の政治活動の自由を尊重し、政務調査費が適切に支出されていると確認できる限度において行わなければならないと定められているのであり、議長に対し本件文書の提出を求めている。
- 政務調査費条例第7条第1項の「その他の当該支出の事実を証する書類」とは、「領収書」と同じような意味を持つ書類のことであり、決して本件文書を指しているものではない。
- 以上より、本件文書は実施機関である議長には提出されておらず、議長は当該文書を管理していない。

〈意見具申第2号全文の目次〉

意見具申第2号		意見具申第2号の概要
第1 審査委員会の結論	1 ページ	概要 (4) 意見具申の結論
第2 異議申立てに至る経過	1 ページ	概要 (1) 公開請求の内容 概要 (2) 実施機関の決定 概要 (3) 異議申立ての内容
1 公開請求		
2 請求対象文書について		
3 不存在による非公開決定	2 ページ	
4 異議申立て		
第3 異議申立人の主張	2 ページ	概要 (3) 異議申立ての内容
第4 実施機関の主張	3 ページ	概要 (2) 実施機関の決定
第5 審査委員会の判断	4 ページ	概要 (5) 意見具申第2号のポイント
1 基本的な考え方		
2 争点		
3 争点に対する判断	5 ページ	
(1) 請求内容を実施機関が変更したとの事実の有無について		
(2) 請求した本件文書の取得の有無について		
4 結論	6 ページ	概要 (4) 意見具申の結論

意見具申第 3 号の概要	
1 公開請求の内容	「平成 18 年度大阪市議または会派あてに交付された政務調査費の収支報告書（帳簿コピー、領収書等）添付資料一切」との公開請求が、平成 19 年 5 月 1 日付けでありました。
2 実施機関（＝大阪市会議長）の決定	公開請求内容のうち「平成 18 年度政務調査費に係る 1 件につき 50,000 円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し」について、個人の情報（住所、氏名、電話番号、銀行等の口座番号、印影、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが出来る情報等）及び法人の銀行等の口座番号を除き公開する「部分公開決定」を、平成 19 年 6 月 15 日付けで行いました。
3 異議申立ての内容	「政務調査費の 50,000 円以上の支出にかかる領収書その他の当該支出を証する書類の写し中、議員名の非公開など部分公開決定の取消しを求める。」として、平成 19 年 6 月 29 日付けで異議申立てがありました。
4 意見具申の結論	「実施機関が行った、部分公開決定において非公開とした部分のうち、別紙 1 に掲げる部分については公開すべきであり、その余の判断は、妥当である。」
5 意見具申第 3 号のポイント	<p>異議申立人は、非公開とされた情報のうち、宛名である議員名等及び発行人の個人名、並びに公開条例第 7 条第 2 号に該当するため非公開とした情報のうち、口座番号以外の情報について、説明責務を果たすべきと主張しています。</p> <p>実施機関は、議員名等については原則公開として取り扱っているが、当該議員名等を公開した場合、議員事務所と関連のある親族、友人、同僚、関係者等が知り得る情報と照合することにより個人が識別される可能性があることから非公開とした。また、第 7 条第 2 号に該当する情報として非公開とした情報は、法人の口座番号のみであると主張しています。</p> <p>審査委員会において本件文書を見分したところ、第 7 条第 2 号該当により非公開決定を行っているのは口座番号のみであり、争いの事実は認められない。</p>

したがって争点は、発行人の記載形態が個人であることから非公開とした判断、他の情報と照合することにより個人が識別されるため非公開とした判断、その他の非公開とした判断が正しいか否かについてであり、具体的には、以下のとおり①から⑥の判断をしている。

- ① 発行人が個人の場合の住所、氏名、電話番号、印影は、第7条第1号本文に該当するため非公開が妥当である。
- ② 発行人が事業を営む個人の場合の住所、氏名、電話番号、印影は、第7条第2号に該当せず公開すべきである。
- ③ 事務所賃借料等の発行人である個人が登記簿登載者等である場合の住所、氏名は、第7条第1号ただし書アに該当するため公開すべきであり、電話番号、印影は、同条同号ただし書アに該当する場合でない限り非公開とすべきであり、妥当である。
- ④ 人件費の領収書等の発行人が法人の場合の住所、法人名、電話番号、印影について、実施機関は、それ自体は個人情報に該当しないが、公開した場合、議員事務所と関連のある親族、友人、同僚、関係者等が知り得る情報と照合することにより、個人が識別される可能性があり、第7条第1号本文に該当するため非公開としていたが、この場合、照合の対象となる「他の情報」については、一般人が新聞や出版物などで通常容易に知り得る情報を指すものと解されるため、第7条第1号本文には該当せず公開とすべきである。
- ⑤ 人件費の領収書等の宛名が議員名等である場合及び、事務所費の領収書等のうち発行人の記載形態が個人の場合の宛名である議員名等は、公開した場合、議員事務所と関連のある親族、友人、同僚、関係者等が知り得る情報と照合することにより、個人が識別される可能性があり、第7条第1号に該当するため非公開としていたが、この場合、照合の対象となる「他の情報」については、一般人が新聞や出版物などで通常容易に知り得る情報を指すものと解される。さらに、議員活動は多岐にわたることから、議員名等が公開されたとしても、補助職員が必ずしも特定されることとはならない。また、発行人情報が公開すべき情報であることから、宛名である議員名等が「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するか否かの判断の必要はない。よって、宛名である議員名等は、第7条第1号には該当せず公開とすべきである。
- ⑥ その他、リース契約書等記載情報等のうち、未公表の議員住所及び電話番号については、第7条第1号ただし書ウに、その他の非公開とした情報については、いずれも第7条第1号本文に該当し非公開とすべきであり、妥当である。

〈意見具申第3号全文の目次〉

意見具申第3号		意見具申第3号の概要
第1 審査委員会の結論	1 頁	概要 (4) 意見具申の結論
第2 異議申立てに至る経過	1 頁	概要 (1) 公開請求の内容
1 公開請求		
2 請求対象文書について		
3 部分公開決定	2 頁	概要 (2) 実施機関の決定
4 異議申立て		概要 (3) 異議申立ての内容
第3 異議申立人の主張	2 頁	概要 (3) 異議申立ての内容
第4 実施機関の主張	3 頁	概要 (2) 実施機関の決定
1 対象文書及び非公開部分について		概要 (5) 意見具申第3号のポイント
2 公開条例第7条第1号及び第2号該当の有無について		
第5 審査委員会の判断	4 頁	概要 (5) 意見具申第3号のポイント
1 基本的な考え方		
2 公開条例第7条第1号及び第2号該当性について		
3 対象文書について	5 頁	
4 争点	6 頁	
5 各判断		
6 結論	8 頁	概要 (4) 意見具申の結論

【公開すべき情報】（*別紙2「類型別一覧」参照）

類型 A 宛 名：議員名等

類型 C 発行人：住所、法人名、電話番号、印影
宛 名：議員名等

類型 D 発行人：住所、法人名、電話番号、印影

類型 E 宛 名：議員名等

類型 I 発行人：住所、氏名、電話番号、印影
宛 名：議員名等

類型 J 発行人：住所、氏名、電話番号、印影

類型 K 発行人：住所、氏名
宛 名：議員名等

類型 L 発行人：住所、氏名

類型 R 発行人：住所、氏名、電話番号、印影

類型 S 発行人：住所、氏名、電話番号、印影

領収書等類型別一覽

別紙 2

類型	支出項目	発行人	宛名	項目	争点	判断 (○=公開、×=非公開)
A	人件費	個人	議員名等	住所	争点①	×→× (妥当) *1
				氏名	争点①	×→× (妥当)
				電話番号	争点①	×→× (妥当)
				印影	争点①	×→× (妥当)
				口座番号		×→× (妥当)
				金額		○
				宛名 (議員名等)	争点⑤	×→○ (不適正)
B	人件費	個人	会派	住所	争点①	×→× (妥当) *1
				氏名	争点①	×→× (妥当)
				電話番号	争点①	×→× (妥当)
				印影	争点①	×→× (妥当)
				口座番号		×→× (妥当)
				金額		○
				宛名 (会派名)		○
C	人件費	法人	議員名等	住所	争点④	×→○ (不適正)
				法人名	争点④	×→○ (不適正)
				電話番号	争点④	×→○ (不適正)
				印影	争点④	×→○ (不適正)
				口座番号		×→× (妥当) *2
				金額		○
				宛名 (議員名等)	争点⑤	×→○ (不適正)
D	人件費	法人	会派	住所	争点④	×→○ (不適正)
				法人名	争点④	×→○ (不適正)
				電話番号	争点④	×→○ (不適正)
				印影	争点④	×→○ (不適正)
				口座番号		×→× (妥当) *2
				金額		○
				宛名 (会派)		○

類型	支出項目	発行人	宛名	項目	争点	判断 (○=公開、×=非公開)
E	事務所費	個人	議員名等	住所	争点①	×→× (妥当) *1
				氏名	争点①	×→× (妥当)
				電話番号	争点①	×→× (妥当)
				印影	争点①	×→× (妥当)
				口座番号		×→× (妥当)
				金額		○
				宛名 (議員名等)	争点⑤	×→○ (不適正)
F	事務所費	個人	会派	住所	争点①	×→× (妥当) *1
				氏名	争点①	×→× (妥当)
				電話番号	争点①	×→× (妥当)
				印影	争点①	×→× (妥当)
				口座番号		×→× (妥当)
				金額		○
				宛名 (会派名)		○
G	事務所費	法人	議員名等	住所		○
				法人名		○
				電話番号		○
				印影		○
				口座番号		×→× (妥当) *2
				金額		○
				宛名 (議員名等)		○
H	事務所費	法人	会派	住所		○
				法人名		○
				電話番号		○
				印影		○
				口座番号		×→× (妥当) *2
				金額		○
				宛名 (会派)		○

類型	支出項目	発行人	宛名	項目	争点	判断 (○=公開、×=非公開)
I	事務所費	事業を営む個人	議員名等	住所	争点②	×→○ (不適正)
				氏名	争点②	×→○ (不適正)
				電話番号	争点②	×→○ (不適正)
				印影	争点②	×→○ (不適正)
				口座番号		×→× (妥当) *2
				金額		○
				宛名 (議員名等)	争点⑤	×→○ (不適正)
J	事務所費	事業を営む個人	会派	住所	争点②	×→○ (不適正)
				氏名	争点②	×→○ (不適正)
				電話番号	争点②	×→○ (不適正)
				印影	争点②	×→○ (不適正)
				口座番号		×→× (妥当) *2
				金額		○
				宛名 (会派)		○
K	事務所費	登記簿登載者	議員名等	住所	争点③	×→○ (不適正)
				氏名	争点③	×→○ (不適正)
				電話番号	争点③	×→× (妥当)
				印影	争点③	×→× (妥当)
				口座番号		×→× (妥当)
				金額		○
				宛名 (議員名等)	争点⑤	×→○ (不適正)
L	事務所費	登記簿登載者	会派	住所	争点③	×→○ (不適正)
				氏名	争点③	×→○ (不適正)
				電話番号	争点③	×→× (妥当)
				印影	争点③	×→× (妥当)
				口座番号		×→× (妥当)
				金額		○
				宛名 (会派)		○

類型	支出項目	発行人	宛名	項目	争点	判断 (○=公開、×=非公開)
M	事務所費	議員	会派	住所		○
				氏名		○
				電話番号		○
				印影		○
				口座番号		×→× (妥当)
				金額		○
				宛名 (会派)		○
N	請負費	個人	議員名等	住所	争点①	×→× (妥当)
				氏名	争点①	×→× (妥当)
				電話番号	争点①	×→× (妥当)
				印影	争点①	×→× (妥当)
				口座番号		×→× (妥当)
				金額		○
				宛名 (議員名等)		○
O	請負費	個人	会派	住所	争点①	×→× (妥当)
				氏名	争点①	×→× (妥当)
				電話番号	争点①	×→× (妥当)
				印影	争点①	×→× (妥当)
				口座番号		×→× (妥当)
				金額		○
				宛名 (会派名)		○
P	請負費	法人	議員名等	住所		○
				法人名		○
				電話番号		○
				印影		○
				口座番号		×→× (妥当) *2
				金額		○
				宛名 (議員名等)		○

類型	支出項目	発行人	宛名	項目	争点	判断 (○=公開、×=非公開)
Q	請負費	法人	会派	住所		○
				法人名		○
				電話番号		○
				印影		○
				口座番号		×→× (妥当) *2
				金額		○
				宛名 (会派名)		○
R	請負費	事業を営む個人	議員名等	住所	争点②	×→○ (不適正)
				氏名	争点②	×→○ (不適正)
				電話番号	争点②	×→○ (不適正)
				印影	争点②	×→○ (不適正)
				口座番号		×→× (妥当) *2
				金額		○
				宛名 (議員名等)		○
S	請負費	事業を営む個人	会派	住所	争点②	×→○ (不適正)
				氏名	争点②	×→○ (不適正)
				電話番号	争点②	×→○ (不適正)
				印影	争点②	×→○ (不適正)
				口座番号		×→× (妥当) *2
				金額		○
				宛名 (会派名)		○

類型			大項目	小項目		判断 (○=公開、×=非公開)
T	1	リース契約書	議員情報	未公表住所	争点⑥	×→× (妥当) *1
	2			未公表電話番号	争点⑥	×→× (妥当)
	3			住居形態(賃貸・所有)	争点⑥	×→× (妥当)
	4			居住年数	争点⑥	×→× (妥当)
	5			配偶者の有無	争点⑥	×→× (妥当)
	6			家族人数	争点⑥	×→× (妥当)
	7			口座番号	争点⑥	×→× (妥当)
	8			口座残高	争点⑥	×→× (妥当)
	9			印鑑 (実印等)	争点⑥	×→× (妥当)
	10		連帯保証人	住所	争点⑥	×→× (妥当)
	11			氏名	争点⑥	×→× (妥当)
	12			印鑑	争点⑥	×→× (妥当)
	13			生年月日	争点⑥	×→× (妥当)
14	引落とし通帳	議員情報	口座番号	争点⑥	×→× (妥当)	
15			残高	争点⑥	×→× (妥当)	
16			口座名義人 (議員以外)	争点⑥	×→× (妥当)	
17		議員以外の個人	住所	争点⑥	×→× (妥当) *1	
18			氏名	争点⑥	×→× (妥当)	
19			生年月日	争点⑥	×→× (妥当)	
20			印影	争点⑥	×→× (妥当)	
21			口座番号	争点⑥	×→× (妥当)	
22		口座残高	争点⑥	×→× (妥当)		

* 1 住所が非公開の場合は、〇〇市単位までは公開

[例：〇〇市〇〇区〇〇▲丁目▲-▲]

* 2 法人等の口座番号の場合、明らかに不特定多数に公開している口座番号については、公開

[例：口座振込用紙等に口座番号が印刷されている場合等]

大市情審意見具申第 2 号
平成 19 年 11 月 29 日

大阪市会議長 足 高 將 司 様

大阪市会情報公開審査委員会
会 長 榎 得 幸 雄

大阪市会情報公開条例第 18 条に基づく異議申立てについて（意見具申）

平成 19 年 7 月 6 日付け大市会第 250 号をもって意見照会のありました件のうち、平成 19 年 5 月 31 日付け大市会第 205 号により決定通知を行った件について、次のとおり意見具申いたします。

第 1 審査委員会の結論

大阪市会議長（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 5 月 31 日付け大市会第 205 号により行った、異議申立人の請求に係る文書の不存在による非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 19 年 5 月 1 日、大阪市会情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 24 号。以下「公開条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 18 年度大阪市議または会派あてに交付された政務調査費の収支報告書（帳簿コピー、領収書等）添付資料一切」（以下「請求対象文書」という。）の公開請求を行った。

2 請求対象文書について

異議申立人が請求した、請求対象文書には、

- ①「平成 18 年度政務調査費に係る収支報告書（自由民主党・市民クラブ大阪市議員団、民主党・市民連合大阪市議員団、公明党大阪市議員団、日本共産党大阪市議員団及び超党大阪市議員団 NOW-New Osaka Way-）」
- ②「平成 18 年度政務調査費に係る 1 件につき 50,000 円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（自由民主党・市民クラブ大阪市議員団、民主党・市民連合大阪市議員団、公明党大阪市議員団、日本共産党大阪市議員団及び超党大阪市議員団 NOW-New Osaka Way-）」
- ③帳簿コピー、すなわち大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱（平成 18

年 7 月 25 日市会議長決定。以下「取扱要綱」という。) 第 2 条第 2 項第 4 号に規定する出納簿及び帳票類であり、具体的には第 4 条に規定する政務調査活動記録簿、職員雇用台帳及び事務所台帳等を含む(以下「本件文書」という。)

の 3 つの部分が含まれている。

3 不存在による非公開決定

実施機関は、本件請求対象文書中、本件文書を管理していない理由を下記のとおり付して、公開条例第 10 条第 2 項に基づき、平成 19 年 5 月 31 日付け大市会第 205 号により、異議申立人の請求に係る文書の不存在による非公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。

記

「当該文書は、大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱第 2 条第 2 項第 4 号に規定のとおり、会派及び所属議員において整理し、保存されるものであり、公文書として取得していないため」

4 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 6 月 29 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

公開条例に掲げる「市会に対する市民の理解と信頼の確保を図り、新たな時代にふさわしい開かれた大阪市会の実現を目指す。」との目的並びに大阪市会政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年大阪市条例第 25 号。以下「政務調査費条例」という。)及び取扱要綱に基づき、請求対象文書の一切が公開されねばならない。

請求対象文書は、「添付資料一切」であるにもかかわらず、本件決定では、帳簿コピーだけが不存在決定されている。

政務調査費条例第 7 条にいう 1 件につき 50,000 円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)は、取扱要綱第 2 条第 2 項第 4 号及び第 4 条に規定されている、出納簿、政務調査活動記録簿、職員雇用台帳及び事務所台帳などを含むものであり、これらから、帳簿コピーだけを取り出して不存在とした判断は明らかに誤認であり、政務調査費条例等に反した違法な決定である。

また、実施機関は、取扱要綱第2条第2項第4号の規定を根拠とし、帳簿コピーは、「会派及び所属議員において整理し、保存されるものであり、公文書として取得していない」としている。

要綱に先立ち、条例が優先適用されることは常識である。政務調査費条例第7条は、会派及び議員に対して、政務調査費の収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書等の写しを添付し、市会議長に提出することを義務付けている。また、第9条は、議長は提出された収支報告書及び領収書等の写しを、提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないと義務付けている。このことから、実施機関においては、「領収書等」の写しが保存されていなければならない、この「領収書等」には支出の事実を証する書類一切が含まれている。

したがって、帳簿コピーを不存在とする実施機関の判断は公文書の解釈をはじめ、条例・規則の援用等において誤りであり、単に公開できない事情を厳守するために強引・違法な処分決定を行ったものである。

さらに、西宮市情報公開・個人情報保護審査会の西宮市議会議長あて答申は、会計帳簿及び証拠書類等（以下「会計帳簿等」という。）の提出が義務付けられていない場合でも、議長が使途の適否を確認するために、経理責任者に対して会計帳簿等の提出を求めることができることは、当然予想された規定であり、当該会計帳簿等は公文書であると認められるとされており、大阪市においても、使途の透明化を進め、説明責務を果たし、議会・議員への信頼を確立するために、帳簿のコピーは当然公開されるべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、請求対象文書は、『添付資料一切』であるにもかかわらず、本件決定では、帳簿コピーだけが不存在決定されており、請求人の請求内容を実施機関が変更し、請求内容を正確に捉えていないとの主張であるが、不存在による非公開決定通知書（以下「通知書」という。）は、「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」を記載するものであり、本件公開請求書には公文書として存在するものとそうでないものとが混在して記載されていたため、通知書への記載にあたっては、請求対象文書のうち、公文書として取得していない「帳簿コピー」との表現を抜粋して記載したものである。その内容は、取扱要綱第2条第2項第4号及び第4条に記載されている、出納簿、政務調査活動記録簿、職員雇用台帳及び事務所台帳などであり、それらすべてについて不存在による非公開決定を行ったものである。

また、本件文書の不存在は誤りとする事実については、政務調査費条例第7条第1項は、当該年度の政務調査費に係る収支報告書を作成し、領収書等すなわち「1件につき50,000円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を

証する書類」の写しを添付し、議長に提出することと規定している。同条で規定する「その他の当該支出の事実を証する書類」とは、1件につき50,000円以上の支出が確認できる領収書と同等の証憑類を意味するものである。

加えて、大阪市会政務調査費の交付に関する規則（平成13年大阪市規則第28号。以下「政務調査費規則」という。）第6条において「政務調査費の支出の内容を示す書類は、会派及び交付対象議員において適正に整理し、保存するものとする。」と規定するとともに、取扱要綱第2条第1項において「会派及び交付対象議員は、政務調査費の執行にあたり、条例、規則、要綱に基づき、運用基準や出納手続を定めるなど、各々の責任において適切な取扱いに努めなければならない。」としており、同条第2項第4号では、出納手続等として、政務調査費の経理を明確にするため、出納簿、帳票類の記載や支出の根拠となる領収書等証憑類を、会派の経理責任者及び交付対象議員が整理し保存することと規定している。

さらに、取扱要綱第4条では、経理を一層明確にし、適正な執行を確保するための帳票類の整理保存等として、政務調査費規則別表第1及び第2に掲げる費目ごとに、保存しなければならない帳票類の基準を定め、会派及び交付対象議員にて保存することと規定しているところである。

以上により、本件文書については、政務調査費の執行にあたり、経理を明確にし、適切な取扱いを担保するために、会派にて整理し、保存すべきものとされており、議長に提出することは義務付けられてはおらず、現に議長に対して提出された本件文書はない。

第5 審査委員会の判断

1 基本的な考え方

情報公開の基本的な理念は、公開条例第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市会の説明責任を全うし、もって市会に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならないとするものである。

2 争点

実施機関は、本件文書について、取扱要綱第2条第2項第4号に規定のとおり、会派及び所属議員において整理し、保存されるものであり、公文書として取得していないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、異議申立人の請求内容を実施機関が変更したとの事実及び、異議申立人が請求した本件文書の取得の有無に

ついてである。

- (1) 異議申立人の請求内容を実施機関が変更したとの事実の有無
- (2) 異議申立人が請求した本件文書の取得の有無

3 争点に対する判断

本件の事実経過から、各争点について以下のとおり判断する。

- (1) 争点 (1) 異議申立人の請求内容を実施機関が変更したとの事実の有無について

「大阪市会情報公開条例 解釈・運用の手引」の解説によると、通知書の「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」欄の記載については、公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄に記載された事項をそのまま記入するものとされている。

また、実施機関によると、異議申立人が請求した文書には、出納簿及び帳票類並びに政務調査活動記録簿、職員雇用台帳及び事務所台帳などすべてを含んでいることを認識しており、公開請求時においても、異議申立人に対し、その旨の説明を行っているとのことであった。

したがって、通知書には、「帳簿コピー」のみの表現であり「出納簿及び帳票類並びに政務調査活動記録簿、職員雇用台帳及び事務所台帳」との記載はなかったものの、実施機関は、請求対象文書のうち本件文書を請求内容と認識しており、請求内容を故意に変更した事実は認められない。

- (2) 争点 (2) 異議申立人が請求した本件文書の取得の有無について

本件文書は、政務調査費条例及び政務調査費規則並びに取扱要綱上、政務調査費の執行にあたり、経理を明確にし、適切な取扱いを担保するために、会派及び交付対象議員において整理し、保存すべきとされているものである。

それは、政務調査費条例第7条第1項において、政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員が収支報告書を議長に提出するにあたり、「1件につき50,000円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し」のみを添付することを義務付けており、本件文書の提出を義務付けていないことから明らかである。

政務調査費規則第6条は、「政務調査費の支出の内容を示す書類は、会派及び交付対象議員において適正に整理し、保存するものとする。」と定めている。

そして、取扱要綱第6条においては、議長が提出された収支報告書及び領収書等の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、収支報告書等の記載について説明を求めることができるとされており、また、その場合においても、検査の実施にあたっては、会派、議員の政治活動の自由を尊重し、政務調査費が適

切に支出されていると確認できる限度において行わなければならないと定めているのであり、議長に対し本件文書等の書類の提出を求めてはいないのである。

なお、政務調査費条例第7条第1項の「その他の当該支出の事実を証する書類」とは、「領収書」と同じような意味をもつ書類のことであり、例えば50,000円以上の支出に係る銀行振込利用明細書、支払い金額が記載された通帳等の証憑類を意味しているものである。それは、決して本件文書を指しているものではない。

以上より、本件文書は実施機関である議長には提出されておらず、議長は当該文書を管理していないことは明らかである。

なお、異議申立人は、意見陳述の補足として、第3の最後段に掲げるとおり、西宮市情報公開・個人情報保護審査会の西宮市議会議長あて答申を指摘し、本件文書の議長への提出が当然予想されるとの主張を行っているが、以上、述べた理由から、本件文書の提出が予定されているものと解することはできない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。